

令和7年度の立ち入り検査について

昨年（令和6年）度、医療法第25条第1項の立入検査に「働き方改革に関連する項目」が追加されたことにより、全医療機関の立入検査で以下の項目について確認と対応が求められました。また、その結果、高知県や高知市保健所から口頭や文書による指導及びアドバイスを受けた医療機関もあるかと思います。今年度確認される項目も昨年度と変わりません。加えて、昨年指摘のあった医療機関においては、立入検査から本年受審時までの状況も確認されますので、準備をお願いします。

〇厚生労働省から示されている立入検査の新しい項目

令和6年度以降の立入検査において新たに確認が必要な検査項目		厚生省作成資料
項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認。	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

〇令和6年度立入検査時状況と令和7年度立入検査時までの対応について（例）

【例1】R6年度立入検査時に時間外勤務100時間超の医師が確認され、面接指導実施医師による面接を行うよう助言された。

R6年度の対応：①面接指導実施医師を確保、②面接指導を実施、③面接指導実施状況報告書を保存

R7年度の準備：上記①から③を立入検査時に報告。また、立入検査の直近1年分の時間外勤務の状況を整理・把握し、100時間超の医師がいた場合は面接指導を実施して、上記①～③の関連資料を提出できるよう準備。

【例2】R6年度立入検査時に時間外勤務100時間超の医師が確認され、面接指導実施医師による面接を行うよう助言された。その後宿直免除の申請を提出し受理された。

R6年度の対応：①面接指導実施医師を確保、②面接指導を実施、③面接指導実施状況報告書を保存

R7年度の準備：上記①から③を立入検査時に報告。宿直免除の許可証を提示。また、立入検査の直近1年分の時間外勤務の状況を把握し、新たに100時間超の医師がいた場合は面接指導を実施し、上記①～③の関連資料を提出できるよう準備。

【例3】R6年度立入検査時に一部の医師のタイムカードへの打刻漏れがあったため、管理者等が積極的に注意喚起し、適切な労働管理に努めるよう助言を受けた。

R6年度の対応：タイムカードへの打刻漏れがないよう注意喚起

R7年度の準備：適切な労働管理に改善したことがわかる資料を準備し、説明。

※勤務医の時間外が100時間を超えた場合、「宿日直許可を未取得の場合取得することを検討」「宿日直許可を取得済の場合、内容の見直し等を検討」し、医師間の業務整理及びタスク・シフト／シェアを推進するなど、特定の医師への過度な負担がかからないように勤務体制の見直しを行ってください（管理監督者の場合は面接指導を受け、健康に留意しながら対応してください）。

立入検査による指摘事項の対応についても勤改センターはお力添えします。

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

